

高齢者虐待防止法の制定に関する意見書

高齢化時代を迎え、高齢者が地域の中で、人間としての誇りを持ち生活していける社会を構築する必要がある。

しかしながら、家庭や病院・施設において高齢者の虐待被害（放置、身体的虐待、言葉による虐待、財産的虐待、性的虐待）が少なくない。「介護殺人」まで起きている現状は、深刻である。

現在の法制度では、家庭や施設内には法の効力が及びにくく、虐待が「野放し」になっている。

児童虐待及び配偶者による暴力については、それぞれ2000年、2001年に法律が制定されているが、高齢者虐待については、これを包括的に取り扱う法律がない。

こうした中、国はようやく高齢者虐待に関する全国調査を開始した。

虐待問題に対応するためには、全国調査などの結果を踏まえ、相談センターの設置、通告制度及び保護ルートの確立、再発防止などを内容とした高齢者虐待防止に関する法律の制定が急務である。

また、高齢者への虐待は、介護者の精神的・肉体的負担に起因することが多く、介護者の負担を軽減するための支援制度の充実など地域における総合的な介護サービス基盤の充実が重要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、高齢者虐待防止法の制定、及び介護者への支援制度の充実強化を図ることを強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量